平成２５年（フ）第３７号
三重県伊賀市上野車坂町680番地の51
破産者　松本　欣一
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３９号
三重県伊賀市上野車坂町680番地の51
破産者　松本ふみ子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４７１号
京都市西京区桂坤町32番地７
破産者　柴田周一郎
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
奈良市あやめ池南８丁目２番24号
破産者　福嶋　隆一
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２３４号
熊本市北区龍田町弓削1080番地１　平の上ハイツⅡ103、前住所熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目25番14号
破産者　弟子丸善次
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３１９号
奈良県橿原市新賀町526番地　グランヴェルビュ大和八木603号
破産者　石橋　通晴
1　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
2　一般調査期日　平成27年４月22日午前10時
平成27年２月24日　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８２２号
札幌市東区苗穂町３丁目４番12―703号
破産者　能村　弘一
1　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
2　一般調査期日　平成27年５月11日午後２時
平成27年２月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５６号
神戸市長田区西山町４丁目26番14号
破産者　鎌倉　憲政
1　破産債権の届出期間　平成27年３月31日まで
2　一般調査期日　平成27年４月23日午前10時30分
平成27年２月24日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１２８号
大阪府寝屋川市香里南之町８番４号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市香里本通町５番10号
破産者　川中　文雄
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午後２時30分
平成27年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―801号、前住所大阪市西区阿波座１丁目11番７号
破産者　中川　　格
1　破産債権の届出期間　平成27年４月14日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午後２時
平成27年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８４号
大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―801号、前住所大阪市西区阿波座１丁目11番７号
破産者　中川きぬゑ
1　破産債権の届出期間　平成27年４月14日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午後２時
平成27年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２６年（フ）第１４０号
東京都町田市小山田桜台２丁目４番地　10―105、開始決定時の住所東京都町田市山崎町1356番地　シーアイハイツＦ―305
破産者　山下　俊弘
特別調査期間　平成27年３月13日から平成27年３月20日まで
平成27年２月23日
横浜地方裁判所相模原支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２号
埼玉県八潮市大字南後谷947番地
清算株式会社　埼玉レザー株式会社
代表清算人　宮内　一訓
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所越谷支部

平成２７年（ヒ）第３号
徳島市北矢三町４丁目９番11―12号
清算株式会社　株式会社東行
代表清算人　浅田　隆幸
同　　堀井　秀知
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０８８号
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
清算株式会社　Ｆ株式会社
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１０１号
茨城県笠間市長兎路1084番地
清算株式会社　株式会社マリーナ電子
代表清算人　鐘ヶ江洋祐
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　特別清算債権
平成26年４月24日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権並びに同日以後の利息、遅延損害金、信用保証料及び延滞保証料を特別清算債権とする。
2　利息・遅延損害金等の免除
特別清算債権のうち、平成25年３月28日（株式会社地域経済活性化支援機構法25条に基づく再生支援決定があった日）の翌日以後の利息、遅延損害金、信用保証料及び延滞保証料については、本協定認可決定確定日に全額の免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
⑴　協定による弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込に要する費用は、清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　担保権付債権
1　定義
担保権付債権とは、特別清算債権のうち、特別清算手続開始決定日において清算株式会社が所有する財産につき設定されている特別の先取特権、抵当権または質権等債権者が行使し得る担保権により担保される被担保債権をいい、担保権付債権者とは、清算株式会社に対して担保権付債権を有する者をいう。